

気象警報が発令されたときの臨時措置について

ここにいう警報とは、大阪府または大阪府泉州に発令された気象警報のうち、「暴風警報か大雨警報のどちらか」とします。
よって、

- (①暴風警報と大雨警報の両方が発令中
②暴風警報だけ発令中
③大雨警報だけ発令中)

①②③の場合を意味します。

・警報が発令された時は、本校では下記の通りにさせていただきます。

記

- (1) 午前7時現在、「暴風警報か大雨警報のどちらか」が発令されている時
(上記①・②・③の場合のことです)

・休校とします。

- (2) 登校後、警報が発令された場合は、原則として下校させるものとしませんが、

- ・下校の方法・時刻については、天候状況等実情に応じて対応します。
- ・児童が下校しますので、事前に自宅へ帰るのか、近所のお知り合いの方へ帰る等相談して頂き、児童に帰る場所を知らせておいてください。

- (3) 台風以外でも、警報発令の有無にかかわらず、洪水などで危険が予想される場合、学校長の判断で臨時の措置をとる場合もあります。

保護者の方へのお願い

☆警報がでた場合、自宅付近に出て児童の登下校を見守ってください。

☆警報発令時には、学校への問い合わせの電話はご遠慮下さい、関係諸機関からの連絡もありますので、よろしくご協力をお願いします。